

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年6月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600735号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700032号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年5月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和60年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和60年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格取得年月日が昭和60年5月1日となっているが、同社に入社した日は、同年4月1日である。

所持している昭和60年4月支払の給与明細書には厚生年金保険料の控除は無いが、同年5月支払の給与から厚生年金保険料が控除されており、同年4月分の厚生年金保険料が翌月支払の給与から控除されていたとすると、A社における資格取得年月日は同年4月1日が正しいと思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びに請求者から提出された預金通帳(写し)、A社における給与明細書及び退職金支給明細から判断すると、請求者が、昭和60年4月1日から同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社を吸収合併したB社は、請求期間当時の資料は無く、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付については不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600838号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700033号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成25年6月1日から平成26年11月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成25年6月から平成26年10月までは18万円を22万円とする。

平成25年6月から平成26年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月から平成26年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年11月1日から平成27年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成26年11月から平成27年4月までは18万円を24万円とする。

平成26年11月1日から平成27年5月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月1日から平成27年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料額と給料明細書に記載されている厚生年金保険料額が一致していないことが分かった。

給料明細書等を提出するので、請求期間について、年金額に反映するように、当該期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成25年6月1日から平成26年11月1日までの期間について、当該期間は、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日(平成28年12月7日)において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法を適用する期間であるところ、請求者から提出されたA社の給料明細書及び請求者の給与振込口座の預金通帳により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額(18万円)を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の

うち、平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 11 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行っていない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 11 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 26 年 11 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間について、当該期間は、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日（平成 28 年 12 月 7 日）において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する期間であるところ、請求者から提出された給料明細書及び請求者の給与振込口座の預金通帳によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額（24 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（18 万円）よりも高い額である。

また、日本年金機構 B 事務センターは、「請求者の平成 26 年 11 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、24 万円である。」旨回答している。

したがって、請求期間のうち、平成 26 年 11 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構 B 事務センターの回答から、24 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600606号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700010号

第1 結論

昭和59年3月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年3月から昭和60年3月まで

会社を退職した昭和59年3月頃に、A県B市役所C出張所の窓口において、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、妻がD銀行E出張所の窓口において、夫婦二人分を納付してくれた。

請求期間について、妻の年金記録は国民年金保険料が納付済みとなっており、妻が私の分だけ納付しないのはあり得ないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「会社を退職した昭和59年3月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分をD銀行E出張所の窓口において納付した。」旨主張しており、オンライン記録によると、請求者の妻は、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月1日に、B市において本人等からの加入手続によらず、職権により国民年金に加入させたことによって払い出されており、同番号前後の国民年金被保険者に係る納付状況等から判断すると、請求者に係る国民年金の加入処理は、同年10月頃に行われたものと推認でき、昭和59年3月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、請求者は前述の加入処理時点(昭和60年10月頃)において、請求期間の国民年金保険料を納付する場合には遡って納付することになるが、請求者及び請求者の妻から、請求期間の国民年金保険料を遡って納付した旨の主張は無い。

さらに、請求者の妻に対し、請求期間の国民年金保険料の納付について照会したところ、請求者の妻は、「請求期間当時、夫婦二人分をD銀行E出張所において納付していたと思うが、別々に納付したり一緒だったり、よく覚えていない。」旨回答しており、B市の国民年金収滞納一覧表を見ると、請求期間と同じ期間に係る請求者の妻の国民年金保険料は口座振替により収納されていることから、請求者の妻の納付状況に関する記憶は明確ではない。

加えて、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者の住所地であるB市において、請求期間に払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払

出しは確認できない。

このほか、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600624号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700011号

第1 結論

昭和46年10月から昭和49年3月までの請求期間及び昭和50年4月から昭和54年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年10月から昭和49年3月まで
② 昭和50年4月から昭和54年8月まで

請求期間①について、私が20歳になった昭和46年*月頃に、A県B市の集金人に国民年金の加入を勧められた母が手続を行ってくれた。当該期間の国民年金保険料は、母が、母自身の分と一緒に、同市C町の実家に定期的に来ていた集金人に納付してくれた。

請求期間②について、勤務していた小学校を退職し、嫁ぎ先のB市D町に引っ越した昭和50年4月頃に、母から郵便局でも国民年金保険料を納付できることを聞いたので、毎月、同市内のE郵便局において国民年金保険料を納付するようになった。その際に、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、当該期間の国民年金保険料を納付すると、母から受け取った年金手帳に受領印を押してもらったことを記憶している。

請求期間①及び②について、母は亡くなっており、年金手帳はE郵便局に渡してしまっており現在は所持していないが、当該期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その母が昭和46年*月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料は請求者の母が集金人に、請求期間②の国民年金保険料は請求者がE郵便局において、それぞれ現年度保険料として納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(*、後に*に記録統合)は、昭和54年10月29日にB市において払い出されており、請求者の同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求期間②後の同年9月に行われたものと推認され、請求者の陳述と符合しない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びB市の国民年金被保険者名簿を見ると、請求者は、昭和54年9月19日に任意加入被保険者資格を取得しており、請求者が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄の記載及びオンライン記録とも一致している上、同日前に国民年金の被保険者記録の記載は見当たらないことから、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間①当時は、請求者の卒業証明書を見ると、請求者は学生であり、請求期間②当時は、オンライン記録によると、請求者の夫は厚生年金保険の加入者であることから、請

求期間①及び②は、国民年金の任意未加入期間であり、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することができない。

加えて、請求者は、請求期間①及び②当時は前述の年金手帳とは別の年金手帳を所持していた旨陳述していることから、別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索（旧姓を含む。）を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム（紙台帳検索システム）等により、当該期間にB市において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、請求期間①について、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、当該期間当時の具体的な状況は不明である。

さらに、請求期間②について、請求者は、国民年金の加入手続を行った記憶は無い旨陳述している上、B市の国民年金の資料を見ると、郵便局において現年度保険料を納付できるようになったのは、平成9年4月1日からであることが掲載されており、郵便局において納付したとする請求者の主張と符合しない。

加えて、請求者及びその母が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600829号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年8月1日から同年11月1日まで

平成24年8月1日にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格取得年月日が同年11月1日になっている。

請求期間に係る給料明細等を提出するので、調査の上、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を平成24年8月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、同社から提出された平成24年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)及び請求者から提出された給料明細から判断すると、請求者が、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「請求者の請求期間に係る届出は行っていない。請求期間当時、試用期間を設けており、試用期間中は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入しないこととしていた。」旨回答しているところ、オンライン記録及び雇用保険の記録において、同社における請求者のそれぞれの被保険者資格取得年月日は、いずれも、請求期間の終期である平成24年11月1日と記録されている。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A社は、「請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しており、前述の賃金台帳及び給料明細には、請求期間に係る厚生年金保険料の源泉控除に係る記載は見当たらない。

さらに、前述の平成24年分賃金台帳に記されている社会保険料合計額は、請求者から提出された平成24年分給与所得の源泉徴収票に記されている社会保険料等の金額及びB県C市から提出された請求者に係る平成25年度市県民税所得・課税証明書に記されている社会保険料控除額の双方と一致していることから、請求者が、当該賃金台帳に記されている社会保険料のほかに、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。